

## ○押収盗品還付要綱

昭和41年4月26日

埼例規第23号・刑指・捜一・捜二・防少

警 察 本 部 長

押収盗品還付要綱の制定について（例規通達）

押収盗品の還付および仮還付（以下「還付」という。）は、法律の規定にしたがって行なわれるべきであるが、従来の還付の実態は、被害者に還付すべき理由が明らかな場合でも、被害者と被押収者の損害負担等に関する協議の内容に介入して還付するなどの事例も見受けられ、警察に対する信頼を害するものがあつた。

よつて、還付の方法を是正し捜査の適正をはかるため、別添「押収盗品還付要綱」を定めたから、この要綱の趣旨にのつとり、これが運用について遺憾のないよう努められたい。

別添

## 押収盗品還付要綱

### 第1 目的

この要綱は、押収盗品の還付および仮還付（以下「還付」という。）に関し必要な事項を定め、もつて還付の適正な運用をはかることを目的とする。

### 第2 還付の方針

押収盗品を還付する場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、民法（明治29年法律第89号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）および古物営業法（昭和24年法律第108号）等の規定にしたがい、還付を受ける権利を有する者に還付するものとする。

一部改正〔平成12年第48号〕

### 第3 還付先の基準

1 次の各号に掲げる押収盗品は、被害者に還付するものとし、（被害者が私法上の無償回復請求権を有しないものを除く。）それ以外の盗品は、被押収者等に還付するものとする。

(1) 被疑者または悪意の取得者（善意であるが、過失のある取得者を含む。）から押収したものの。（民法第192条）

(2) 質屋または古物商から押収した盗品（盗難のときから2年を経過していないものにかぎる。）で、質屋が、その物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で質に取ったもの、または古物商が、公の市場以外においてもしくはその物と同種の物を取り扱う営業者以外の者から善意で譲り受けたもの。（民法第193条）

(3) 質屋または古物商から押収した盗品（盗難の時から1年を経過していないものにかぎる。）で、質屋がその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で質に取ったものまたは古物商が、公の市場においてもしくはその物と同種の物を取り扱う営業者から善意で譲り受けたもの。（質屋営業法第22条、古物営業法第20条）

(4) 質屋または古物商以外の者から押収した盗品（盗難の時から2年を経過していないものにかぎる。）で、質屋または古物商以外の者が善意で取得したもの。

ただし、競売もしくは公の市場においてまたはその物と同種の物を販売する営業者から買い受けたものを除く。（民法第193条）

2 被害者が還付を受けることとなる盗品を、被押収者に還付が行なわれるよう被害者から申し立てがあつた場合は、被押収者に還付することができる。

- 3 被押収者が還付を受けることとなる盗品を、被害者に還付が行なわれるよう被押収者から申し立てがあつた場合は、被害者に還付することができる。

一部改正〔平成7年第50号、12年第48号〕

#### 第4 還付手続

- 1 押収盗品を還付する場合は、被害者および被押収者にその旨連絡するものとする。
- 2 押収盗品を還付する際、被害者および被押収者から面談したい旨申し出があり、双方の合意があつた場合は、その機会を与えるものとする。
- 3 被害者および被押収者から面談の内容について意見を求められたときは、強制にわたらないよう留意するものとする。
- 4 代理人が出頭して盗品の還付を受ける場合は、代理権のあることを確認し、還付請書（仮還付の場合は仮還付請書。以下この第4において同じ。）にその旨を記載させて還付するものとする。
- 5 押収盗品を還付したときは、還付請書を徴するとともに、その措置状況を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成12年第48号〕

#### 第5 留意事項

- 1 押収盗品を還付しようとするときは、還付を受ける者が正当の権利を有するかどうかを慎重に検討して行なうこと。
- 2 第3の規定は、民法上の即時取得に関する規定の適用ある盗品のみを対象に定めたので、これらの規定の適用のないものについては、当事者の権利関係を十分検討して、適正な措置をとること。
- 3 被害者と被押収者の損害負担等に関する面談の内容に介入しないこと。
- 4 押収盗品を還付する場合において、その盗品に関する権利関係に争いのあるとき、被害者等が不明で、還付を受ける者が明らかでないときまたは還付を受ける者の所在が明らかでないときは、十分に検討して送致する等の措置をとること。
- 5 仮還付は、押収盗品の証拠価値が滅失またはき損するおそれのある場合には行なわないこと。
- 6 押収盗品を還付した場合においても、これにより民事上の権利関係が確定するものではないので、利害関係人がその権利を主張することを妨げるような言動をしないこと。

一部改正〔平成12年第48号〕

## 第6 その他

この要綱の施行期日は、本年5月1日とすること。

追加〔平成12年第48号〕

実施日（平成7年10月18日埼例規第50号・生安）

この例規通達は、平成7年10月18日から実施する。

実施日（平成8年9月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。